



# 長野県報

10月17日(月)  
平成17年  
(2005年)  
第1703号

## 目 次

### 条 例

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（ユマニテ・人間尊重課）	5
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	6
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員サポート課）	7
長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例（厚生課・コモンズ福祉課）	7
国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例（厚生課国民健康保険室）	8
長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	9
食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（食品環境課）	10
長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（生活文化課）	13
長野県文化会館条例の一部を改正する条例（生活文化課）	14
長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（生活文化課）	15
資金積立基金条例の一部を改正する条例（雇用・人財育成課）	16
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（林業振興課）	16
長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例（森林保全課）	16
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	17
長野県景観条例等の一部を改正する条例（建築管理課土地・景観室）	22
長野県営運動場条例の一部を改正する条例（スポーツ課）	28
長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例（スポーツ課）	29
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	30
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	30

### 規 則

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則（ユマニテ・人間尊重課）	32
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員サポート課）	35
国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付額の算定に関する規則（厚生課国民健康保険室）	35
長野県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則（コモンズ福祉課）	37
長野県営総合射撃場管理規則の一部を改正する規則（森林保全課）	38
長野県都市公園規則の一部を改正する規則（都市計画課）	40
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	55

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	56
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（環境自然保護課）	58
長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）に基づく森林整備保全重点地域の指定（林政課）	58

### 公 告

一般競争入札（危機管理・消防防災課）	58
一般競争入札（交通政策課）	59
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	59
平成17年度長野県工科短期大学校第2回専門課程（セミナー）の受講者の募集（雇用・人財育成課）	60
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	60

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 男女共同参画センターの管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について次のように改正したほか、所要の改正を行いました。
  - (1) 定率減税を2分の1に縮減することとしました。
  - (2) 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を段階的に廃止することとしました。
  - (3) 特定口座で管理されていた株式につき発行会社の清算結了等による無価値化損失が生じた場合に、株式等の譲渡損失とみなすことできるようにしました。
- 2 この条例は、平成18年1月1日から施行します。

### ◇ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定により、受刑者等が収容される施設の名称が「監獄」から「刑事施設」に改められることに合わせ、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行します。

### ◇ 長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 社会福祉総合センターの管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例（条例第56号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため交付する都道府県調整交付金の交付等に関し必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇ 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 障害者福祉センター及び聴覚障害者ライブラリーの管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 食品衛生法の一部改正に合わせ、食品事業者が食品の安全性を確保するために公衆衛生上講ずべき措置の基準を、より明確にするよう全面的に改めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 信濃美術館の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 日本道路公団の民営化に伴い、長野県交通安全対策会議の特別委員とすることができる者の属する公共機関の例示を同公団から東日本

高速道路株式会社に改めました。

- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 長野県緊急雇用創出特別基金を財源とした緊急地域雇用創出特別基金事業が平成16年度をもって終了したため、同基金を廃止しました。  
2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 長野県林業総合センターにおいて新たに実施する壁せん断試験の手数料の額を定めるため、木材理化学試験の手数料の上限額を24,400円（現行5,600円）に改定しました。  
2 この条例は、平成18年1月4日から施行します。

◇ 長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 県営総合射撃場の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。  
2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 都市公園の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。  
2 受益者負担の適正化を図るため、公園施設の設置及び管理等により都市公園を使用する場合について使用料の額を定めました。  
3 都市公園法の一部改正により、都市公園に放置された工作物等を除却した場合の手続が整備されたことに伴い、関係規定を整備しました。  
4 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県景観条例等の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 景観法の制定及び屋外広告物法の一部改正に伴い、地域の特性を生かした景観の育成を図るため、長野県景観条例及び屋外広告物条例について、次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 長野県景観条例の一部改正関係

- ア 景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物の指定等に関し必要な事項を定めました。  
イ 知事は、景観の育成に関する基本目標及びこれを達成するために講すべきものと考える施策の推進に関する基本方針を定めなければならぬこととしました。  
ウ 景観計画においては、景観の育成上特に重要な地域を景観育成重点地域として、地区ごとに独自の基準を定めることにより当該地区的特性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区を景観育成特定地区として定めることとしました。  
エ 景観法に基づく行為の届出等があったときは、その概要の公表等をすることとしました。  
オ 知事は、広域的な景観の育成に資する建造物及び樹木並びに広域的な景観の育成に重要な遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等を景観資産として指定することができることとしました。  
カ 景観法に基づく景観協定等に係る土地の所有者等は、景観協定等を推進するため、知事の認定を受けて、景観育成協議会を設置することができることとしました。

(2) 屋外広告物条例の一部改正関係

屋外広告業を営もうとする者は、知事への届出に代えて、知事の登録を受けなければならないこととしました。

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県営運動場条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 県営上田野球場の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。  
2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 白馬ジャンプ競技場の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めました。  
2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 知事部局の事務職員を警察本部へ交通安全相談員として出向させることに伴い、警察職員の事務吏員等の定数を459人（現行449人）に改正しました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第70号）

1 警備業法の一部改正により、警備員指導教育責任者に係る講習制度の整備及び警備員の検定の法定化がなされたことに伴い、新たな事務に係る手数料の額の新設及び既存の手数料の額の改定を行うほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成17年11月21日から施行します。

---

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第52号**

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する條

例

長野県男女共同参画センター条例（昭和59年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「)の規定」を「。以下「法」という。)の規定」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条を第16条とする。

第8条を削る。

第7条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

第7条ただし書中「次」を「指定管理者は、次」に改め、「知事が」を削り、「使用料の全部又は一部」を「規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「別に」を「規則で」に改め、同条第3号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第15条とする。

第6条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第14条とする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「を使用」を「を利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第4条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) センターの概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。  
(指定の告示)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの利用の許可に関する業務

(3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) センターの休館日について、月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、火曜日）、休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(2) センターの利用時間について、午前9時から午後9時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。

(3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センター内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとすること。

(4) めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができること。

(5) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。

(6) 指定管理者がその業務を行って取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

別表中「(第5条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の1中

「**使用料**」を「**金額**」に、「で使用」を「で利用」に、「して使用」を「して利用」に改め、同1の備考の3中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の2中

「**使用料**」を「**金額**」に、「を使用」を「を利用」に改め

る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県男女共同参画センター条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

ユマニテ・人間尊重課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第53号

##### 長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第61条第2項中「、第12条（自動車の使用的本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。以下本条において同じ。）」を削り、同条第3項中「、第12条」を削る。

附則第5条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第11条の2第1項中「第37条の10第3項」を「第37条の10第2項」に、「次項に」を「次条第2項に」に、「次項及び第6項並びに次条第1項において同じ」を「次条第1項及び第2項並びに附則第11条の2の3第1項において同じ」に、「第3項及び第4項」を「次項及び第3項」に、「次項及び第6項並びに次条第1項において」を「及び第5項並びに附則第11条の2の3第1項において」に、「第8項」を「第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第37条の10第4項各号」を「第37条の10第3項各号」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第37条の10第5項」を「第37条の10第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改

め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「第37条の10第7項第4号」を「第37条の10第6項第4号」に、「附則第11条の2第7項」を「附則第11条の2第6項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第11条の2の3を附則第11条の2の4とし、附則第11条の2の2第1項中「（これに類するものとして施行令附則第18条の2第1項に規定するものを含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「前条第1項前段」を「附則第11条の2第1項前段」に、「附則第18条の2第2項から第4項」を「附則第18条の3第1項から第3項」に、「及び次項において「」を「において「」に、「第3項」を「次項」に、「同条第8項の規定により準用する」を「同条第7項において読み替えて準用する附則第9条第3項の規定により読み替えられた」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の」を「前項の規定の」に、「前条第8項」を「附則第11条の2第7項」に、「附則第11条の2の2第1項」を「附則第11条の2の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を附則第11条の2の3とし、附則第11条の2の次に次の1条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第11条の2の2 県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失したことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれ程みなして、この条及び前条の規定その他の県民税の規定を適用する。

2 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）をした場合には、施行令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、施行令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第22条第4項中「100分の15」を「100分の7.5」に、「4万円」を「2万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、附則第5条第1項の改正規定は公布の日から、第61条第2項及び第3項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- (県民税に関する規定の適用)
- 2 この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項第2号並びに附則第22条第3項及び第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第22条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第18条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例及び新法の規定中所得割に関する部分（新条例第21条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第21条の3の規定の適用については、同条中「第21条及び前条並びに法第36条」とあるのは、「長野県県税条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第53号）附則第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第22条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
- 6 平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第18条の2第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例及び新法の規定中所得割に関する部分（新条例第21条の3を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第21条の3の規定の適用については、同条中「第21条及び前条並びに法第36条」とあるのは、「長野県県税条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第53号）附則第6項」とする。
- 7 新条例附則第11条の2の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。  
(自動車税に関する規定の適用)
- 8 新条例第61条第2項及び第3項の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税務課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第54号**

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

**附 則**

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行する。

職員サポート課

長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第55号**

長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

長野県社会福祉総合センター条例（昭和47年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」の規定を「。以下「法」という。」の規定に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、規則で定める額を基準とした額を還付することができる。

(1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 利用の申込みをした者が規則で定める日までにその申込みを取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由があるとき。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「一に該当する場合であつて」を「いずれかに該当し、かつ、」に、「前条の使用料の全部又は一部」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「はかる」を「図る」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第14条とする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「前条」を「第3条」に、「を使用」を「を利用」に、「使用料」を「利用料

金」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
  - 3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 第4条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 総合センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。  
(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、総合センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 総合センターの概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、総合センターの管理の方法その他の総合センターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。  
(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、総合センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。  
(指定の告示)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 総合センターの利用の許可に関する業務
- (3) 総合センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務  
(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合センターの休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) 総合センターの利用時間について、午前9時から午後9時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更すること

ができる。

- (3) 総合センターの利用の許可の取消しについて、総合センターの施設を損傷した場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとすること。
- (4) めいていしている者その他総合センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。
- (5) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (6) 指定管理者がその業務を行ふに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総合センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの  
(協定の締結)

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合センターの管理に関し必要な事項

別表第2中「(第5条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の1中「使用料」を「金額」に、「で使用」を「で利用」

に、「して使用」を「して利用」に改め、同1の備考の2中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の2中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県社会福祉総合センター条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

厚生課  
コモンズ福祉課

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第56号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2第1項及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）第

4条の2の規定により、同項に規定する都道府県調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調整交付金の交付等）

第2条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。

2 普通調整交付金は、各市町村の国民健康保険法第72条第2項第1号に規定する算定対象額を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他特別の事情がある市町村に対し、規則で定めるところにより交付する。

4 普通調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の6に相当する額とする。

5 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の7分の1に相当する額とする。

6 普通調整交付金の総額が、第2項の規定により交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年度における調整交付金から適用する。

（経過措置）

2 平成17年度における普通調整交付金の総額については、第2条第4項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の4に相当する額とする。

3 平成17年度における特別調整交付金の総額については、第2条第5項の規定にかかわらず、調整交付金の総額の5分の1に相当する額とする。

厚生課国民健康保険室

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第57号**

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県障害者福祉センター条例（平成10年長野県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「センター」という。）」を削る。

第3条中「センター」を「長野県障害者福祉センター」に、「第9条において」を「以下」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「センター」を「ライブラリーを除く長野県障害者福祉センター（以下「センター」という。）」に、「使用」を「利用」に、「知事」を「次の規定によりその管理を行わせる指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「知事」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第10条中「センター」を「長野県障害者福祉センター」に改め、同条を第17条とする。

第9条を削る。

第8条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条本文を次のように改める。

センターの指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

第8条ただし書中「次」を「当該指定管理者は、次」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「知事が」を削り、「使用料の全部又は一部」を「規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「別に」を「規則で」に改め、同条第3号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第16条とする。

第7条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「知事」を「センターの指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用料」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第15条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（利用料金の納付等）」に改め、同条中「使用」を「の指定管理者の許可を受けてセンターを利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、センターの指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、センターの指定管理者が定めるものとする。第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 センター及びライブラリー（以下「センター等」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 指定管理者の指定は、センター等の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

（公募）

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) センター等の名称及びその概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定の申請）

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センター等の管理の方法その他のセンター等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。（候補者の選定の基準）

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 事業計画書の内容が、センター等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎並びに人的体制を有するものであること。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもので

ないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 センターの指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 身体障害者に対する機能訓練並びに身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
- (3) 障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 ライブライバーの指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ライブライバーの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 聴覚障害者用の録画物の製作及び提供に関する業務
- (3) 聴覚障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター等の休館日について、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、火曜日）、休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センター等の利用時間について、午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあっては、午後5時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (4) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他センター等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

2 センターの指定管理者が行う管理の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センター内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとすること。
- (2) めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の長野県障害者福祉センターへの入館を禁止し、又は長野県障害者福祉センターからの退館を命ずることができること。

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センター等の管理に関し必要な事項

別表中「(第6条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表の1中

「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「金額」

に改め、同表の2中「が使用」を「が利用」に改め、同2の(1)中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改め、同2の(2)から(7)まで中「使用料」を「金額」に改め、

同2の(8)中「使用料」を「金額」に、「で使用」を「で利用」に、「して使用」を「して利用」に改め、同(8)の備考の2中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同2の

(9)中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県障害者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

障害福祉課

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第58号

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例（平成11年長野県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（豆腐製造衛生師の資格を有していた者に係る特例）

2 平成17年3月31日において長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例（平成17年長野県条例第20号）による廃止前の長野県豆腐製造衛生師登録条例（昭和44年長野県条例第17号）の規定に